

令和元年度 第6回大島区地域協議会

「出張地域協議会」

次 第

日 時：令和元年11月26日（火）

午後6時30分から

場 所：大島若者交流会館2階

多目的ホール

1 開 会

2 報 告

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 大島診療所の診療時間変更について | 資料No.1 |
| (2) 令和元年度冬期道路交通確保除雪計画について | 資料No.2 |
| (3) 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について | 資料No.3 |
| (4) 大島区公共交通計画について | 資料No.4 |
| (5) 地域協議会会長会議の概要について | 資料No.5 |
| (6) 答申に対する通知について | 資料No.6 |
- ・諮問第102号 大島中学校屋外運動場照明設備の廃止について

3 その他

- (1) 第7回地域協議会の開催日について
【開催日：12月__日、開催時間__時から】

4 閉 会

【意見交換会】

令和元年 11 月 26 日

地域協議会資料

地域医療推進室

令和元年12月10日以降の大島診療所の診療体制について

上越市国民健康保険牧診療所の常勤医師が不在になることに伴い、大島診療所の川淵久司医師が牧診療所において診療を行うため、大島診療所の診療日等を次のとおり変更します。

なお、診療体制に変更が生じた場合は、随時、お知らせします。

＜大島診療所の診療体制＞

変更期間 令和元年12月10日～令和2年3月31日

区分		月	火	水	木	金	土	計
現在	午前	○	○	○	○	○	○	5日
	午後	○	○	—	○	○	—	
変更後	午前	○	○	○	○	○	○	4日
	午後	○	休診	—	○	休診	—	

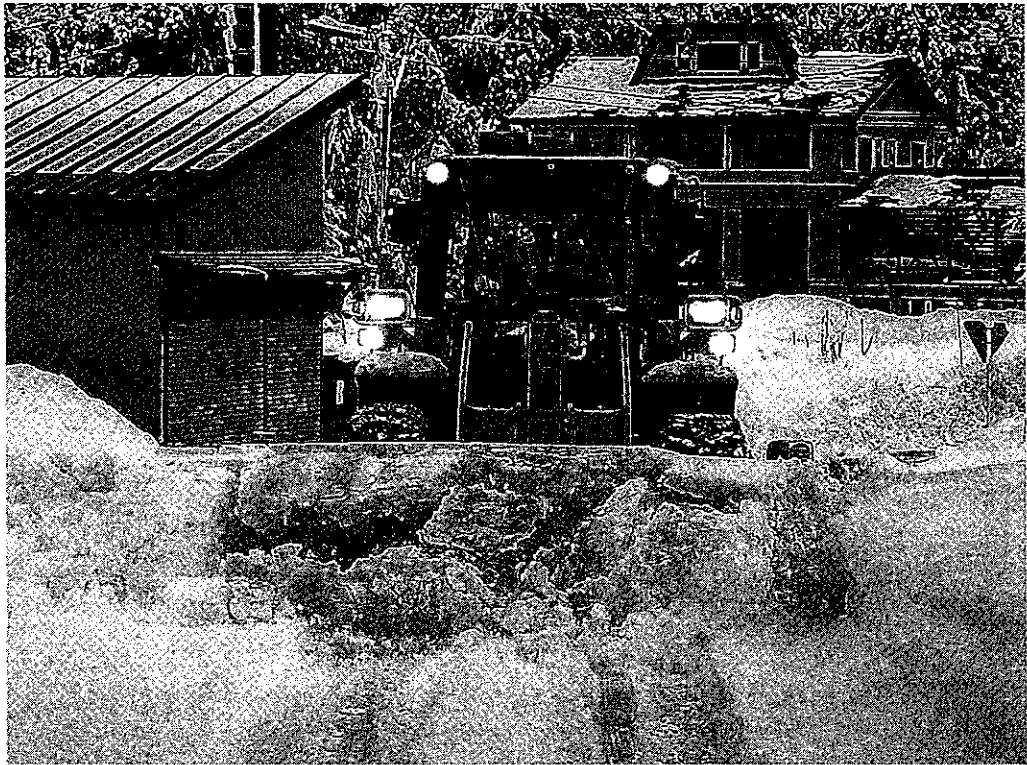
※受付時間 午前8時30分～午後0時、午後2時～4時30分

＜参考：牧診療所の診療体制＞

区分		月	火	水	木	金	計
現在	午前	○	○	○	○	○	5日
	午後	○	○	○	○	○	
変更後	午前	古賀医師 センター病院	休診	休診	休診	休診	2.5日
	午後	休診	訪問診療 川淵医師	太田医師 安塚診療所	県立 松代病院	川淵医師	

※受付時間 午前8時30分～11時、午後1時30分～4時30分

令和元年度
冬期道路交通確保除雪計画書



上 越 市

目 次

1	除雪基本方針	①
2	体制	①
3	除雪実施計画	②
	(1) 車道除雪	②
	(2) 歩道除雪	⑥
	(3) 狭隘道路(日中)除雪	⑧
4	消融雪施設	⑨
5	雪捨て場	⑩
6	市民への情報提供と協力依頼	⑩
7	関係機関との連携	⑪
8	共助による地域除雪の支援	⑪

1. 除雪基本方針

当市は、県内でも降積雪が多い地域であり、昭和36年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」において市内全域が豪雪地帯に、さらにほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

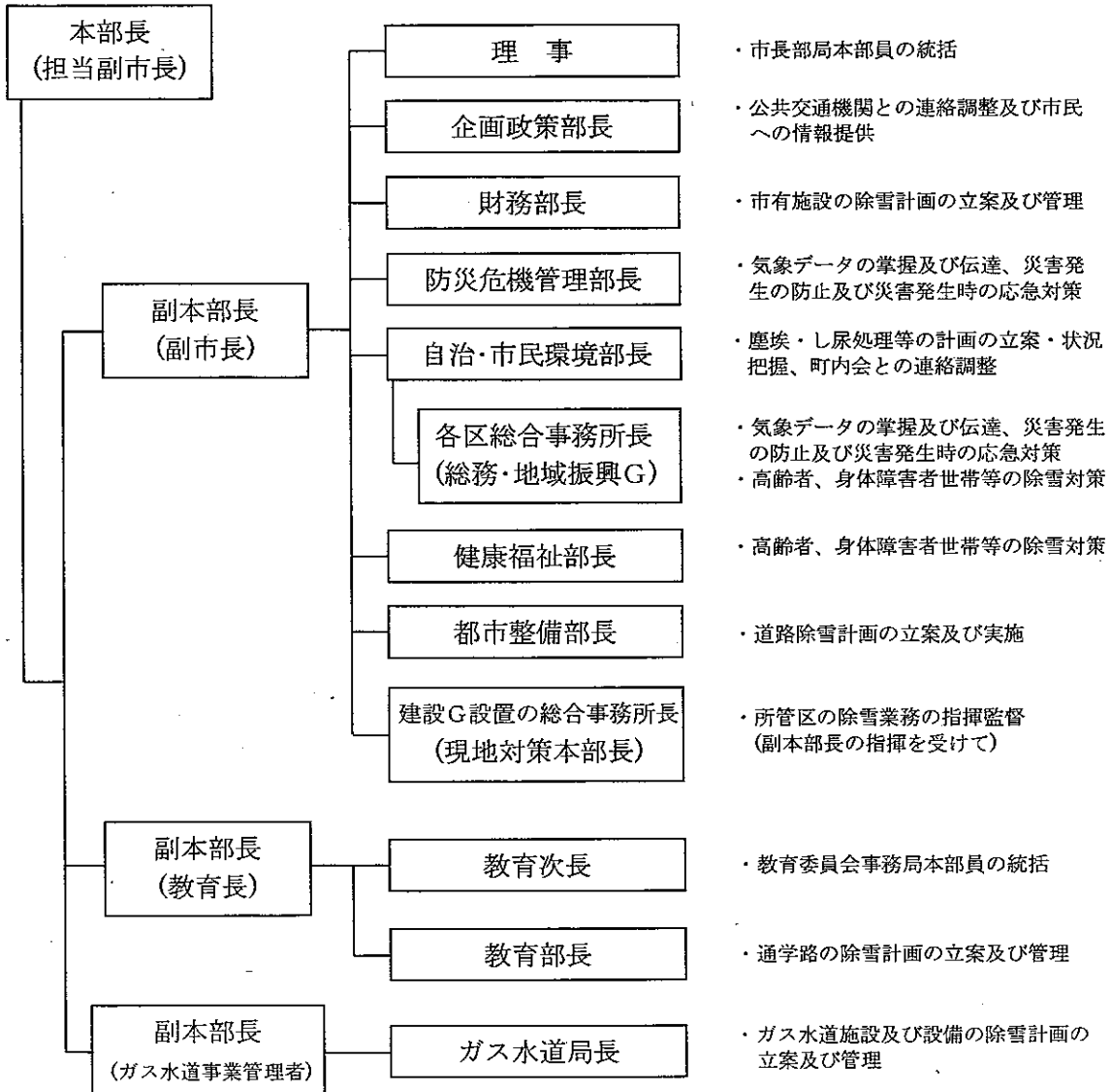
この除雪計画は、市民の日常生活や経済活動を維持するために極めて重要な施策であることから、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的かつ効果的な除雪作業を実施し、道路交通の確保に努めることを基本方針とします。

2. 体制

12月1日から翌年3月31日までの間、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止に努めます。

なお、災害対策本部を設置した場合は、その指揮下に入ります。

【主な事務分掌】



③ 除雪実施計画

(1) 車道除雪

① 車道除雪について

令和元年度の上越市の車道除雪延長は、約1,763kmになります。これは高速道路で、青森市から熊本市までの距離に相当します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要があることから、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民の皆さんにお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車での除雪も行います。

② 除雪路線

都市の骨格をなす幹線道路のほか、一定の交通量がある地域内幹線道路、地区内の重要路線、生活道路（通勤・通学道路）などで、機械による除雪が可能な路線を除雪します。

③ 除雪延長

令和元年度の車道除雪延長は、次のとおりです。

車道除雪延長

(単位：km)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	118.20	147.28	414.16	103.44	783.08	960.82	81.5%
安塚区	0.75	6.46	43.86	20.61	71.68	191.83	37.4%
浦川原区	0.00	13.52	52.19	7.39	73.10	132.89	55.0%
大島区	0.00	12.68	19.43	1.17	33.28	93.76	35.5%
牧区	0.00	14.67	29.18	27.58	71.43	134.64	53.1%
柿崎区	8.82	43.94	29.62	44.78	127.16	175.51	72.5%
大潟区	1.63	25.09	39.91	14.69	81.32	149.56	54.4%
頸城区	7.44	47.31	47.86	3.78	106.39	177.45	60.0%
吉川区	0.77	25.03	36.80	23.04	85.64	149.59	57.2%
中郷区	0.00	20.34	11.74	11.45	43.53	95.26	45.7%
板倉区	0.00	26.73	65.09	4.15	95.97	199.57	48.1%
清里区	2.99	18.18	19.25	8.96	49.38	153.65	32.1%
三和区	1.87	27.22	31.02	40.39	100.50	129.02	77.9%
名立区	0.00	20.12	11.24	8.68	40.04	81.91	48.9%
合計	142.47	448.57	851.35	320.11	1,762.50	2,825.46	62.4%

④ 除雪路線区分

道路除雪は、道路機能別に効率的な道路の除排雪作業を実施するため、次のとおり道路の種類を区分して、道路交通の確保を図ります。

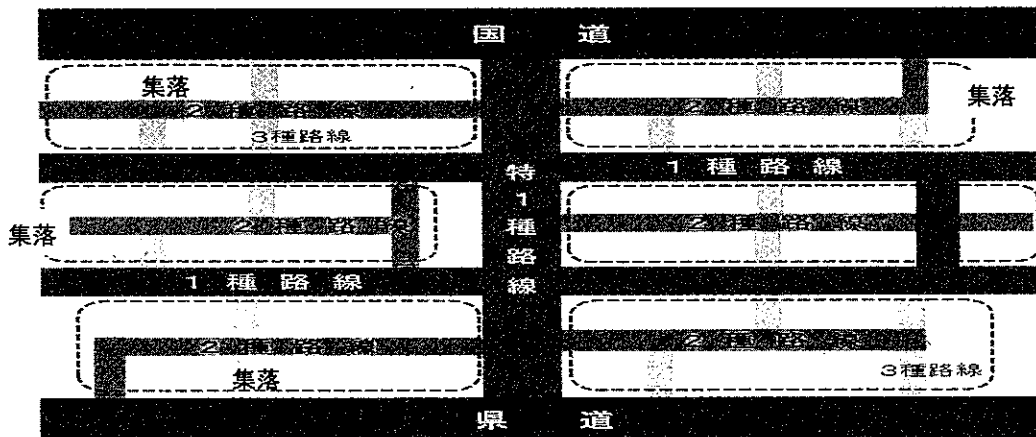
車道除雪路線区分表

区 分		路 線	除雪目標
特 1 種 路 線	重点 路線	・救急指定病院や消防署周辺など、 緊急車両が頻繁に通行する路線 ・上越妙高駅周辺道路や車両が集中 する市街地の道路で高水準の除排雪 管理が必要な路線	常時の交通確保路線として、通 常降雪時及び異常降雪時ともに 必要な幅員を終日確保する。
	幹線 路線	・国道、県道と接続し同程度の交通 量がある路線（都市計画道路など） ・学校、公共施設及び主要バス路線 など地域内の幹線道路として機能す る路線	異常降雪時は夜間に支障が出る 場合があるが、それ以外は必要 な幅員を終日確保する。
1 種路線		・国道、県道及び幹線道路と接続し、 朝夕の交通量の多い路線 ・通学路などで道路交通の確保が特 に必要路線 ・集落間を結びその路線を確保しな ければ交通が遮断される路線	必要な幅員確保を原則とする が、異常降雪時は1車線と待避 所を設置する。
2 種路線		・県道及び1種路線に接続し、地区 内の主要道路であり、地区内住民の 他にも利用が見込まれる路線	異常降雪時は一時通行不能にな る場合があるが、1車線の幅員 確保と待避所の設置を原則とす る。
3 種路線		・住宅地の生活道路で交通量が少な く、主に地区内住民が利用する生活 道路（幅員が4m～6m未満）	異常降雪時は一時通行不能にな る場合があるが、1車線の幅員 確保を原則とする。

※ 必要な幅員とは原則、路肩の白線までとします。

※ 異常降雪時とは、大雪警報発令期間とその後3日間程度とします。

除雪路線イメージ図



⑤ 除雪出動判断基準（通常降雪時）

通常降雪時の除雪作業は、出動判断時間での積雪深により実施の判断をします。
 ただし、当該路線の日中の混雑度や今後の気象予報及び従前の除雪状況等により、一時的に変更する場合があります。また、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪で午前7時までの作業完了を目指しますが、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅延することもあります。

除雪出動判断基準表

		早朝除雪	午前除雪	午後除雪	夜間除雪
除雪時間帯		2:00～7:00	8:30～12:00	13:00～17:00	20:00～24:00
出動判断時間		2:00、4:00	7:00	11:00	17:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上
	幹線路線				10cm 以上かつ 24:00までに、 15cm 以上見込まれる場合
1種路線			10cm 以上かつ 12:00までに、 15cm 以上見込まれる場合	10cm 以上かつ 17:00までに、 15cm 以上見込まれる場合	15cm 以上かつ 24:00までに、 20cm 以上見込まれる場合
2種路線			早朝除雪を行わなかった場合 で、15cm 以上		24:00までに、 25cm 以上見込まれる場合
3種路線					

※ 上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着に合わせ判断を行います。

【降雪の状況による出動パターン】

- ◆午前2時、午前4時共に10cmに達していない場合
全ての路線で除雪は行わない。
- ◆午前2時時点では10cmに達していなかったが、午前4時時点で10cmに達した場合には、午前7時までに完了できる路線（上位路線を主とする）を除雪する。残った路線は、通勤・通学後の午前除雪で行う。
- ◆一日中降り続けている場合
特1種、1種路線は基準に従い除雪を行うが、2種及び3種路線は可能な限り午後除雪を実施した後、翌日の早朝除雪で対応する。

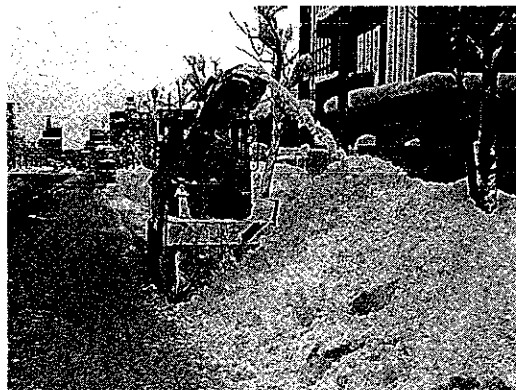


【3月の出動パターン】

午前2時に積雪が10cmに達しているが、雪が降り止んでおり今後も降雪の気象予報がない場合は、早朝除雪を行わない。

⑥ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



⑦ 排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難になり、今後の降雪状況により著しく交通の障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



⑧ 凍結防止剤散布

橋梁や勾配の急な箇所のほか、交通量が多い路線を中心に凍結防止剤を散布します。

⑨ 地吹雪時の対応

事前に市のホームページで危険箇所の周知を行うとともに、現地に注意看板を設置します。また地吹雪予測時には道路パトロールを行い、状況に応じ外出を控えていただくよう、市のホームページで周知するとともに報道機関に情報提供を行います。

なお地吹雪発生時には、道路パトロールや除雪業者からの情報のほか、関係機関及び地元関係者と連携を図り、吹き溜りの除去や一時的な通行止めを行い、通行の安全を確保します。

(2) 歩道除雪

① 歩道除雪について

令和元年度の上越市の歩道除雪延長は、約 154km になります。

通常の歩道除雪作業は、幹線道路や公共施設などで歩行者の多い歩道及び児童が多く通る通学路を中心に、小形除雪車などにより行います。一方、幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅することで歩行空間を確保します。

なお、異常降雪時には、車道を確保するため一時的に歩道を雪置き場とする場合がありますが、その際は、車道を可能な限り拡幅除雪することにより歩行空間を確保します。

② 除雪路線

通学路や病院、利用者が多い公共施設周辺の歩道で、機械除雪が可能な幅員を有する歩道（原則として幅員 2m 以上）を除雪します。



③ 除雪出動判断基準

歩道除雪は、国道や県道の管理者及び地元関係者と連携を図り、積雪が 10 cm から 15 cm に達したときに除雪を行います。

ただし、通行量や歩道形態等により、これによりがたい場合は個別に対応します。

④ 除雪目標

異常降雪時で通行不能になる場合を除き、歩行空間を確保します。

⑤ 除雪延長

令和元年度の歩道の除雪延長は、次のとおりです。

歩道除雪延長

(単位：km)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	102.38	6.00	108.38	187.33	57.9%
安塚区	2.27	0.00	2.27	9.82	23.1%
浦川原区	1.23	0.00	1.23	2.82	43.6%
大島区	0.00	0.00	0.00	0.22	0.0%
牧区	0.05	0.00	0.05	1.14	4.4%
柿崎区	2.35	0.00	2.35	6.72	35.0%
大潟区	0.16	2.66	2.82	13.08	21.6%
頸城区	9.14	0.00	9.14	27.82	32.9%
吉川区	4.26	0.00	4.26	7.29	58.4%
中郷区	0.98	0.00	0.98	3.58	27.4%
板倉区	6.02	0.00	6.02	7.35	81.9%
清里区	5.73	0.00	5.73	8.23	69.6%
三和区	9.21	0.00	9.21	13.30	69.2%
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%
合計	144.53	9.33	153.86	290.33	53.0%

⑥ 排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び個所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※幅員が狭い歩道は、車道の拡幅除雪により歩行空間を確保します。

(3) 狭隘^{きょうあい}道路（日中）除雪

① 狭隘道路（日中）除雪について

道路の幅員が狭く（4m未満）通常の除雪機械（除雪ドーザ）が入ることができない道路、又はかき分け除雪した雪を路肩に置くと車道1車線を確保できない、いわゆる狭隘道路は小形除雪車による除雪を行います。

このような道路は、地域の皆さんの協力のもと雪置き場の確保など一定の条件が整った場合に、早朝除雪終了後の日中に除雪を行います。

② 除雪路線

原則小形除雪車が入る幅員を有している市道について、雪置き場の確保や除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた場合に限り除雪を行います。なお、路線によっては歩道除雪と一連で作業することが効率的と判断した場合には、早朝に除雪作業を行います。

③ 除雪出動判断基準

早朝除雪の終了後、個々の道路状況に応じて出動します。

④ 除雪目標

異常降雪時を除き、1車線の幅員を確保します。

⑤ 除雪延長 (単位：km)

地区名	延長
合併前上越市	16.69
牧区	0.14
頸城区	0.17
吉川区	0.90
中郷区	0.10
板倉区	2.18
清里区	3.37
三和区	0.90
合計	24.45

⑥ 排雪作業

堆雪により雪置き場にこれ以上雪を置けず、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合、排雪のためのダンプトラックが乗入れできる路線については、排雪作業を実施します。

4 消融雪施設

当市の除雪は機械除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、又は家屋連担地域の市道の一部に、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

この消融雪施設は、毎年 12 月から確実に効果を発揮するよう降雪前点検を実施しています。

なお、消雪用地下水の揚水量が増加し地盤沈下が進行するおそれがあると認められた場合に、新潟県の条例により合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域内では、注意報や警報が発令されます。この場合、地下水の節水や削減対策により、消雪パイプの運転ができなくなることがあります。

(1) 消雪パイプ

① 延長

令和元年度の市道の消雪パイプ延長は、約 73 km です。

消雪パイプ延長

(単位：km)

合併前 上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
24.67	1.63	0.98	0.52	22.12	12.01	8.97	1.69	72.59

※市が管理している消雪パイプは融雪用電力を使用しているため、降雪にかかわらず午後 2 時から 3 時と午後 4 時から 5 時の 1 日 2 回散水を休止します。

② 消雪施設の集中管理

合併前上越市、三和区及び頸城区では、降雪状況に応じて運転する消雪パイプ集中管理システムを導入し、地下水揚水量の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。

(2) 流雪溝

① 延長

令和元年度の市道の流雪溝延長は、約 17 km です。

流雪溝延長

(単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
11.12	0.63	0.53	5.06	17.34

※河川水を利用するため、水位が低い場合には運転できない場合があります。

② 流雪溝の管理・運転

市は、流雪溝が設置されている町内会に主体的な揚水ポンプの管理・運転を行ってもらうため、流雪溝ポンプの操作管理を委託しています。

5 雪捨て場

市民の方も利用できる雪捨て場を、積雪状況に応じて開設します。雪捨て場は広い敷地が必要であり、融雪水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して河川敷などに雪捨て場を開設します。

なお、開設場所及び時期は市のホームページなどで周知し、開設します。

6 市民への情報提供と協力依頼

道路除雪を円滑に行うため市民の皆さんに情報提供を行うとともに協力を依頼します。

(1) 道路除雪に対する情報提供

- ① 除雪事業に対し地域の協力をいただくため、地区別に町内会を対象とする除雪会議を実施します。
- ② 広報上越に除雪特集を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます。
- ③ 市ホームページで、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。
- ④ 地吹雪対応では、地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに、地吹雪が予想される場合は、市ホームページなどで周知します。

(2) 道路除雪に対する協力依頼事項

○ 車両の適切な駐車

除雪作業の妨げになる路上駐車や歩道を占有する駐車はしないでください。

○ 樹木や消雪施設の適切な管理

樹木や乗入用鉄板が道路に出ていると重大な事故を引き起こすおそれがあります。また消雪用ビニールホースは絶対に道路に出したままにしないでください。

○ 作業中の除雪車に近寄らない

除雪作業中は運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる危険がありますので、除雪車には絶対に近寄らないでください。

○ 敷地内から道路への雪出し禁止

敷地内から道路へ雪を出すと通行が妨げられ渋滞や事故発生のおそれがあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。なお、屋根の雪下ろしでやむを得ず道路に雪を下したときは速やかに片付けるようにお願いします。

○ 急な降雪や暴風雪に備えた準備

車の立ち往生やスリップ事故は除雪作業を遅らせる原因のひとつです。初雪が早い山間地域などは、スノータイヤの早めの装着をお願いします。

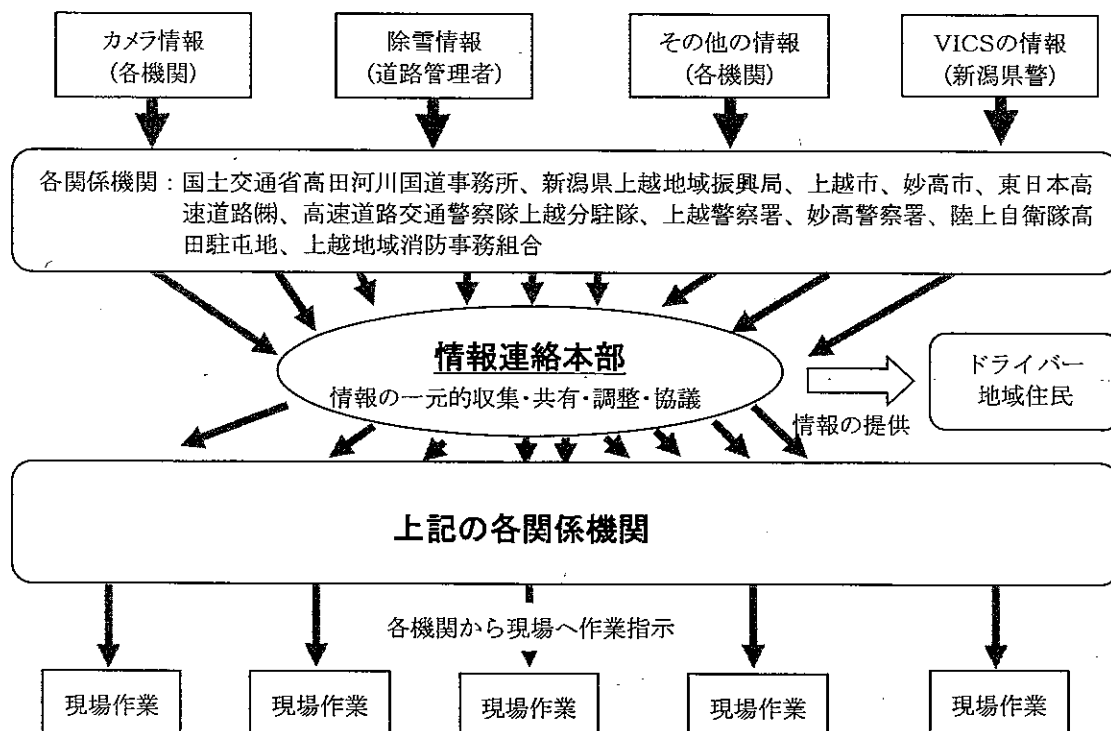
また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○ 玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただくようお願いします。

7. 関係機関との連携

異常降雪や暴風雪などにより、幹線道路等での除雪障害の発生、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞が懸念される場合には、関係機関となる国土交通省、新潟県、上越市、妙高市、東日本高速道路(株)、新潟県警察、陸上自衛隊及び上越地域消防事務組合の各機関が道路交通の確保を図るため、情報連絡本部を設置して連携を図ります。



8. 共助による地域除雪の支援

市では地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道や私道の除雪のほか、高齢者宅前などの雪処理を地域が共同で行うことを条件に、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

(1) 対象者

市道、又は私道の除雪を共同で行う原則5戸以上の団体

(共同で除雪できる範囲に5戸以上ない場合は、5戸未満であっても補助対象になる場合もあります。)

(2) 補助内容

小型除雪機の購入費の40%以内で、1台につき80万円が上限

(申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります。)

(3) 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が13馬力級以上

令和元年度 冬期道路交通確保除雪計画書

令和元年 11 月

作成 新潟県上越市都市整備部道路課雪対策室

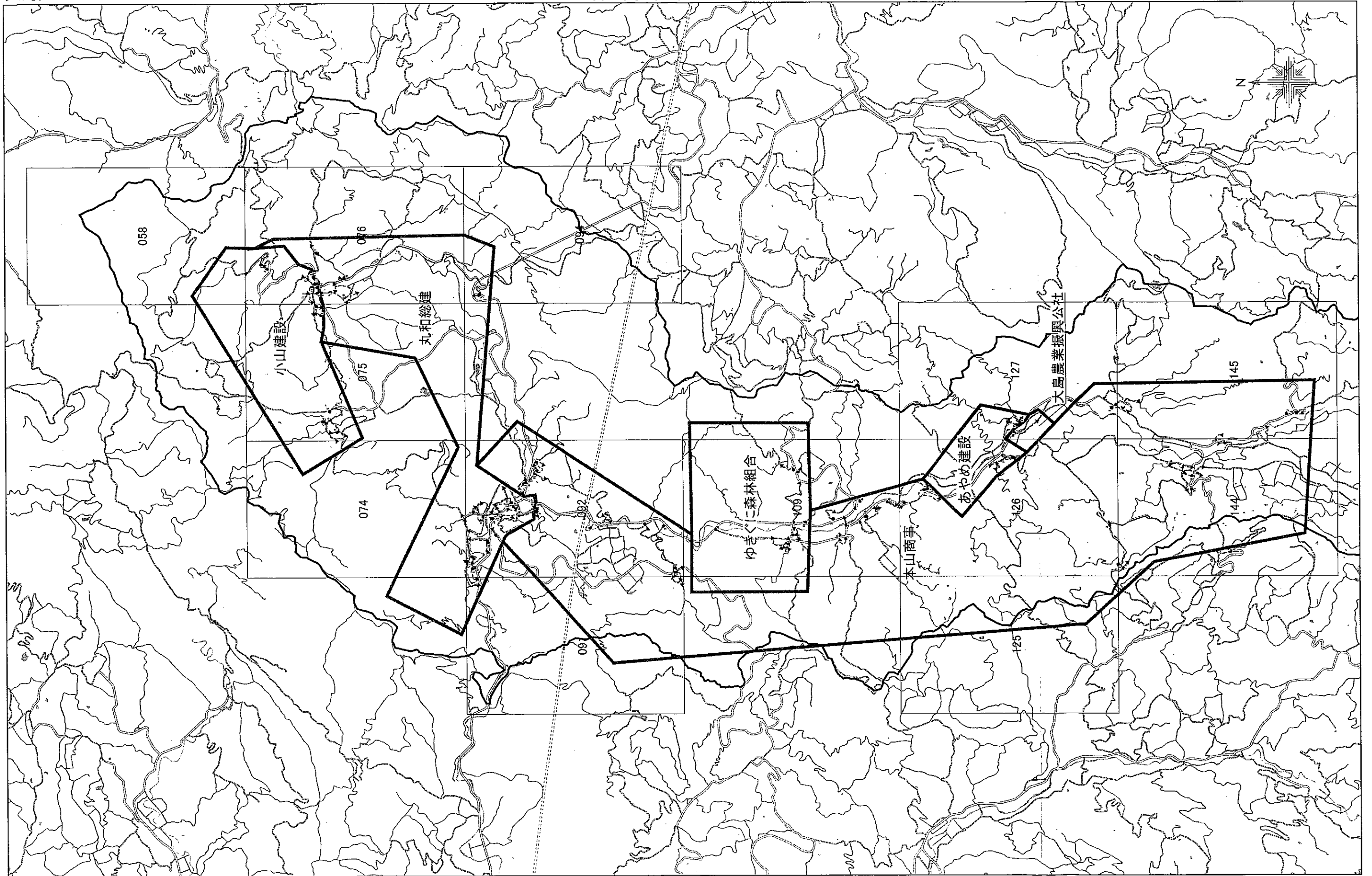
〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

令和元年度除雪等路線

<大島区>

目 次

1	除雪事業者区域割図	1
2	除雪事業者連絡先	3
3	車道除雪路線表	5
	あやめ建設 6 大島農業振興公社 6 小山建設 6	
	丸和総建 7 本山商事 8 ゆきぐに森林組合 9	
4	車道除雪路線図	11



2 除雪事業者連絡先

番号	業者名	連絡先			対象地区名
1	あやめ建設	日中 025-594-2523	夜間 025-594-2755	Fax 025-594-2656	三竹沢、熊田
2	大島農業振興公社	日中 025-594-2856	夜間 025-594-2637	Fax 025-594-2860	萍沢
3	小山建設	日中 025-594-3344	夜間 090-1006-0913	Fax 025-594-3316	角間、板山、田麦(県道から北側)、竹平、藤尾
4	丸和総建	日中 025-594-3153	夜間 025-594-3231	Fax 025-594-3403	田麦(県道から南側)、大平、上岡、千原、下岡、長者島
5	本山商事	日中 025-594-2211	夜間 025-594-2211	Fax 025-594-2112	細越、達、深沢、上達、棚岡、石橋、仁上、牛ヶ鼻、菖蒲、西沢
6	ゆきぐに森林組合	日中 025-594-2041	夜間 025-594-3422	Fax 025-594-2041	大島、中野

3 車道除雪路線表

車 道 除 雪 路 線 表

あやめ建設

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	16	池の俣線	県道菖蒲棚岡線～三竹沢中央線			0.15		0.15
2	17	三竹沢中央線	市道池の俣～県道菖蒲棚岡線			0.23		0.23
3	18	前倉線	市道三竹沢中央線～南へ終点			0.09		0.09
4	19	熊田西沢線	県道菖蒲棚岡線(熊田バス停先)～熊田集落終わり(西沢方面)			0.24		0.24
5	20	熊田中央線	県道菖蒲棚岡線～市道熊田西沢線			0.21		0.21
6	20	熊田中央線	市道熊田西沢線			0.14		0.14
7	100	カジヤシキ線	市道熊田中央線～西へ終点			0.11		0.11
		合 計				1.17		1.17

大島農業振興公社

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	115	萍沢線	県道菖蒲棚岡線(三竹沢橋先)～グリーンハウス			0.40		0.40
		合 計				0.40		0.40

小山建設

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	05	高所線	藤尾線終点(藤尾センター)～藤尾集落終わり		0.60			0.60
2	71	板山小海線	市道竹平田麦板山線(途中)～市道板山上村線			0.12		0.12
3	73	板山上村線	市道竹平田麦板山線(大字板山内)～板山集落終わり(大字板山内)		0.23			0.23
4	73	板山上村線	市道板山小海線終点～板山集落終点			0.16		0.16
5	74	板山東山線	市道板山上村線(板山センター先)～市道板山上ノ山線起点先			0.04		0.04
6	75	板山上ノ山線	市道板山東山線～板山集落終わり(大字板山内)			0.04		0.04
7	76	竹平田麦板山線	主要地方道上越安塚柏崎線～市道板山上村線(大字板山内)		0.98			0.98
8	76	竹平田麦板山線	竹平向山線接点～板山集落終わり(大字板山内)			0.33		0.33
9	76	竹平田麦板山線	本線起点(市道向山線)～旧旭小学校		0.52			0.52
10	77	田麦角間線	主要地方道大湯高柳線(旭センター駐車場先)～田麦集落終わり(大字田麦内)		0.08			0.08
11	77	田麦角間線	竹平田麦板山線交差点～田麦集落終わり			0.09		0.09
12	84	田麦西線	旧旭小学校～市道竹平田麦板山線			0.12		0.12
13	85	田麦上村線	主要地方道大湯高柳線(大字田麦内)～上総				0.06	0.06
14	86	田麦上村横線	主要地方道大湯高柳線(大字田麦内)～村道竹平田麦板山線(大字田麦内)				0.07	0.07
15	89	竹平向山線	主要地方道大湯高柳線十字路～竹平集落終わり			0.22		0.22
16	90	藤尾線	主要地方道大湯高柳線十字路～終点(藤尾センター)		0.10			0.10
17	108	田麦上村上線	市道竹平田麦板山線(大字田麦内)～主要地方道大湯高柳線			0.42		0.42
		合 計			2.51	1.54	0.13	4.18

車 道 除 雪 路 線 表

丸和総建

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	55	川原田線	国道253号～大島保育園先		0.28			0.28
2	56	大平線	市道大平上村線～市営大平住宅・国道253号			0.42		0.42
3	58	小林線	国道253号～市道梨ノ木線			0.30		0.30
4	59	下村線	国道253号～市道小林線			0.11		0.11
5	60	大平千原線	国道253号(大平西バス停先)～市道岡線			0.28		0.28
6	61	梨ノ木線	岡先起点先～大字大平地内			0.07		0.07
7	61	梨ノ木線	国道253号(市道大平上村線起点先)～千原集落終わり		0.45			0.45
8	62	上岡線	市道宮ノ崎線～(市道梨ノ木線交差)上岡集落終わり			0.33		0.33
9	63	宮ノ崎線	市道梨ノ木線(上岡センター先)～市道岡線			0.43		0.43
10	64	岡線	国道253号(長者島バス停先)～市道梨ノ木線		0.70			0.70
11	65	下岡線	市道岡線～国道253号長者島橋先			0.70		0.70
12	66	下岡西線	市道岡線(十字路)～神社先			0.06		0.06
13	67	長者島中央線	市道岡線～国道253号(長者島橋)			0.23		0.23
14	78	田麦大山線	主要地方道大湯高柳線～あさひ荘入口		2.90			2.90
15	81	田麦下村線	主要地方道大湯高柳線(JA旭支所先)～大字田麦地内			0.38		0.38
16	81	田麦下村線	大字田麦地内～市道田麦下村線・大字田麦地内及び市道田麦大山線			0.54		0.54
17	87	竹平線	主要地方道大湯高柳線(共同利用施設先)～集落終わり		0.42			0.42
18	88	竹平小貫線	市道竹平線～竹平集落終わり			0.08		0.08
19	97	田麦大山支線	あさひ荘入口～国道253号		0.11			0.11
20	98	上岡北線	市道梨ノ木線(大字岡地内)～市道上岡線(大字岡地内)			0.13		0.13
21	113	大平上村線	国道253号(農協倉庫先)～市道大平線(大字大平地内)			0.03		0.03
22	113	大平上村線	国道253号～市道大平線(戸隠神社先)			0.21		0.21
23	114	下村野間刈線	市道田麦下村線(字下村地内)～市道田麦下村線交差			0.24		0.24
24	118	細越線	上越安塚柏崎線(市道西山線起点先)～多目的ホール駐車場			0.09		0.09
25	119	大平西山線	市道大平線(大字大平地内)～市道西山線			0.26		0.26
26	120	大平中島線	大平中島住宅団地内道路			0.19		0.19
27	121	川原田線支線	市道川原田線～市道小林線			0.20		0.20
28	123	田麦干場線	市道田麦大山線～大字田麦地内			0.11		0.11
29	125	大平線支線	国道253号～市道大平線			0.08		0.08
30	133	大平東線	国道253号～終点(大字大平地内)			0.06		0.06
31	135	東頸城幹線	国道253号～大字大平地内			0.13		0.13
		合 計			4.86	5.66		10.52

車 道 除 雪 路 線 表

本山商事

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	02	糺山線	深沢中央線～大字深沢地内			0.09		0.09
2	03	小高岩線	全線			0.06		0.06
3	3	仲原線	県道菖蒲高原線～大字菖蒲地内			0.20		0.20
4	3	仲原線	国道405号(小峰橋先)～国道405号(飯田電気先)			0.26		0.26
5	3	仲原線	国道405号(大字菖蒲地内)			0.11		0.11
6	04	菖蒲線	国道405号～簡易水道浄水場			0.06		0.06
7	5	菖蒲西中央線	市道下山線～光恩寺先			0.51		0.51
8	7	菖蒲蓮野線	国道405号(番屋前)～大字菖蒲地内			0.10		0.10
9	8	西沖線	市道下山線～農免西沢線			0.38		0.38
10	9	菖蒲西沢線	市道熊田西沢線～大字西沢地内				0.14	0.14
11	10	下山線	国道405号～菖蒲西集落終わり(市道菖蒲西中央線起点)			0.31		0.31
12	11	西沢下向線	市道熊田西沢線～大字西沢地内				0.07	0.07
13	12	下向線	県道菖蒲棚岡線～県道菖蒲棚岡線(牛ヶ鼻センター先)			0.73		0.73
14	13	小高岩線	全線			0.41		0.41
15	19	熊田西沢線	農免西沢線終点～区境界【安塚区】		1.03			1.03
16	22	仁上峠線	県道菖蒲棚岡線～大字仁上地内			0.09		0.09
17	25	岩原線	仁上大橋から東へ県道菖蒲棚岡線を横断し、県道菖蒲棚岡線			0.46		0.46
18	26	道下線	県道菖蒲棚岡線～市道道下支線			0.16		0.16
19	27	石橋線	県道菖蒲棚岡線～市道石橋行野線起点經由県道菖蒲棚岡線			0.71		0.71
20	28	石橋南線	市道石橋線～大字仁上地内			0.08		0.08
21	30	棚岡線	県道菖蒲棚岡線(集落センター先)～国道403号		0.14			0.14
22	32	棚岡西線	主要地方道上越安塚柏崎線(今田屋)分岐点～主要地方道上越安塚柏崎線交差市道棚岡中島線			0.21		0.21
23	45	上達細野線	市道島地線起点(旧集会所西寄り)～上達集落終わり(大字上達地内)			0.29		0.29
24	45	上達細野線	主要地方道上越安塚柏崎線(旧役場先)～上達集落終わり		1.32			1.32
25	46	上達細野支線	主要地方道上越安塚柏崎線大島中学校入口～大島中学校			0.12		0.12
26	47	島地線	市道上達細野線(旧クラブ西より)～終点(大字上達地内)			0.16		0.16
27	48	上達上居村線	市道上達細野線～市道上達細野線			0.22		0.22
28	49	深沢中央線	深沢村営住宅内市道起点～主要地方道上越安塚柏崎線(武江ラジオ店)			0.49		0.49
29	50	西山線	主要地方道上越安塚柏崎線～細越集落終わり			0.14		0.14
30	50	西山線	主要地方道上越安塚柏崎線～市道大平西山線終点平字西山2595			0.10		0.10
31	51	達中央線	旧国道(大字大平地内)～国道253号(農免糺山線入口)			0.25		0.25
32	53	達居村線	達南線～国道253号			0.05		0.05
33	54	押切線	国道253号(押切橋先)～市道細越大新田線			0.22		0.22
34	99	川東線	国道405号～大日庵先			0.16		0.16

車 道 除 雪 路 線 表



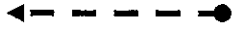
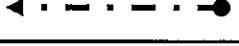
35	104	菖蒲南線	国道405号～大字菖蒲地内			0.37		0.37
36	105	達南線	市道達中央線～達集落終わり			0.38		0.38
37	107	石橋中央線	県道菖蒲棚岡線(石橋センター先) ～市道石橋線			0.06		0.06
38	109	細越大新田線	市道押切線起点～達集落終わり(大字達地内)				0.05	0.05
39	109	細越大新田線	市道細越大新田線[国道253(墨染橋先)]～達集落終わり			0.04		0.04
40	110	棚岡東線	国道403号～大字棚岡地内			0.21		0.21
41	110	棚岡東線	国道403号バイパス～東へ(大字棚岡地内)			0.31		0.31
42	111	西沖支線	国道405号～市道菖蒲西中央線			0.16		0.16
43	116	棚岡中島線	主要地方道上越安塚柏崎線～大字棚岡地内			0.06		0.06
44	129	達靴山線	市道達中央線～達集落終わり(大字下達地内)			0.21		0.21
45	131	道下支線	県道菖蒲棚岡線(大字仁上地内)～ 県道菖蒲棚岡線			0.25		0.25
46	C01	西沢線	国道405号～市道熊田西沢線		1.89			1.89
		合 計			4.38	9.18	0.26	13.82

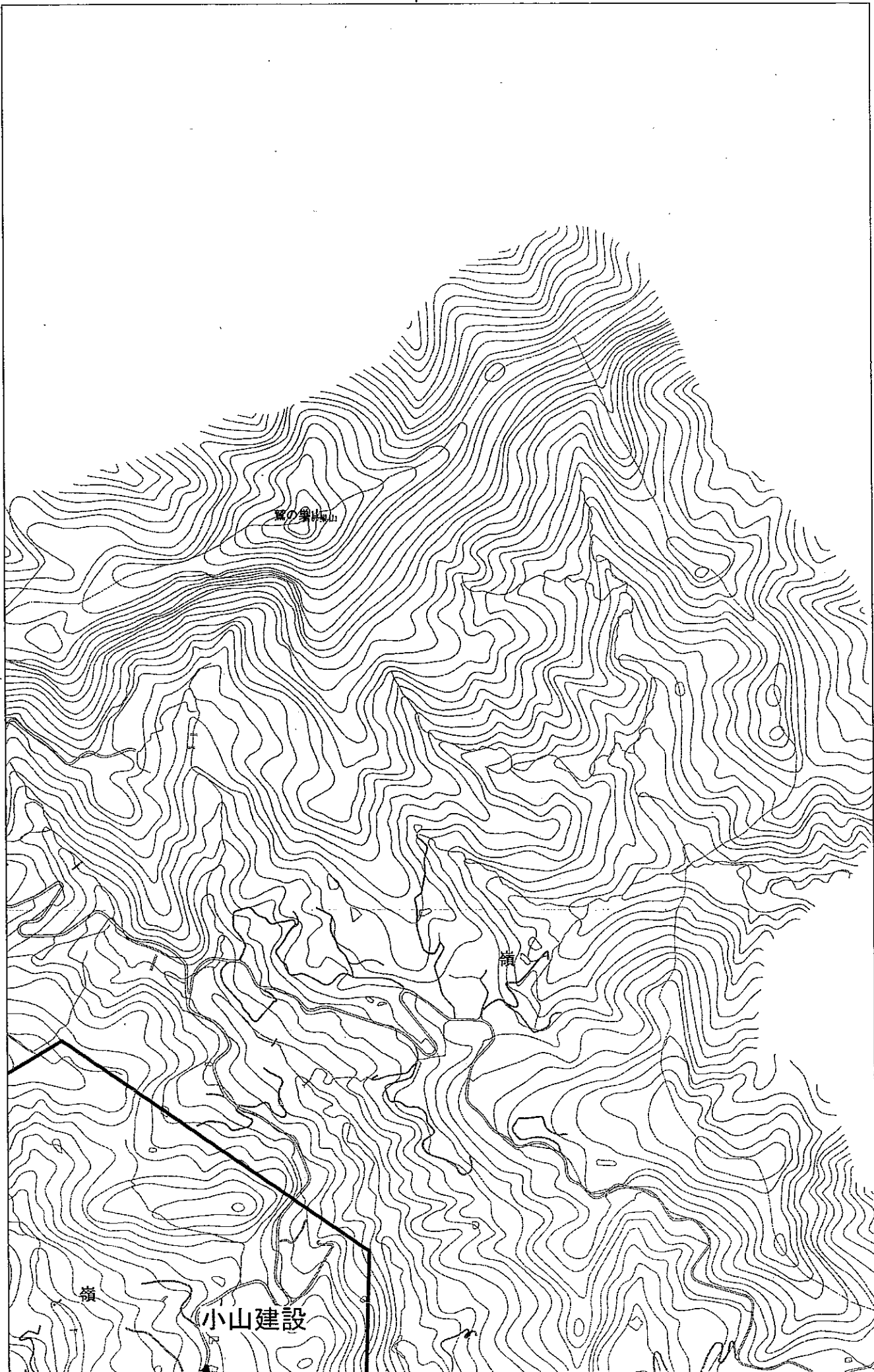
ゆきぐに森林組合

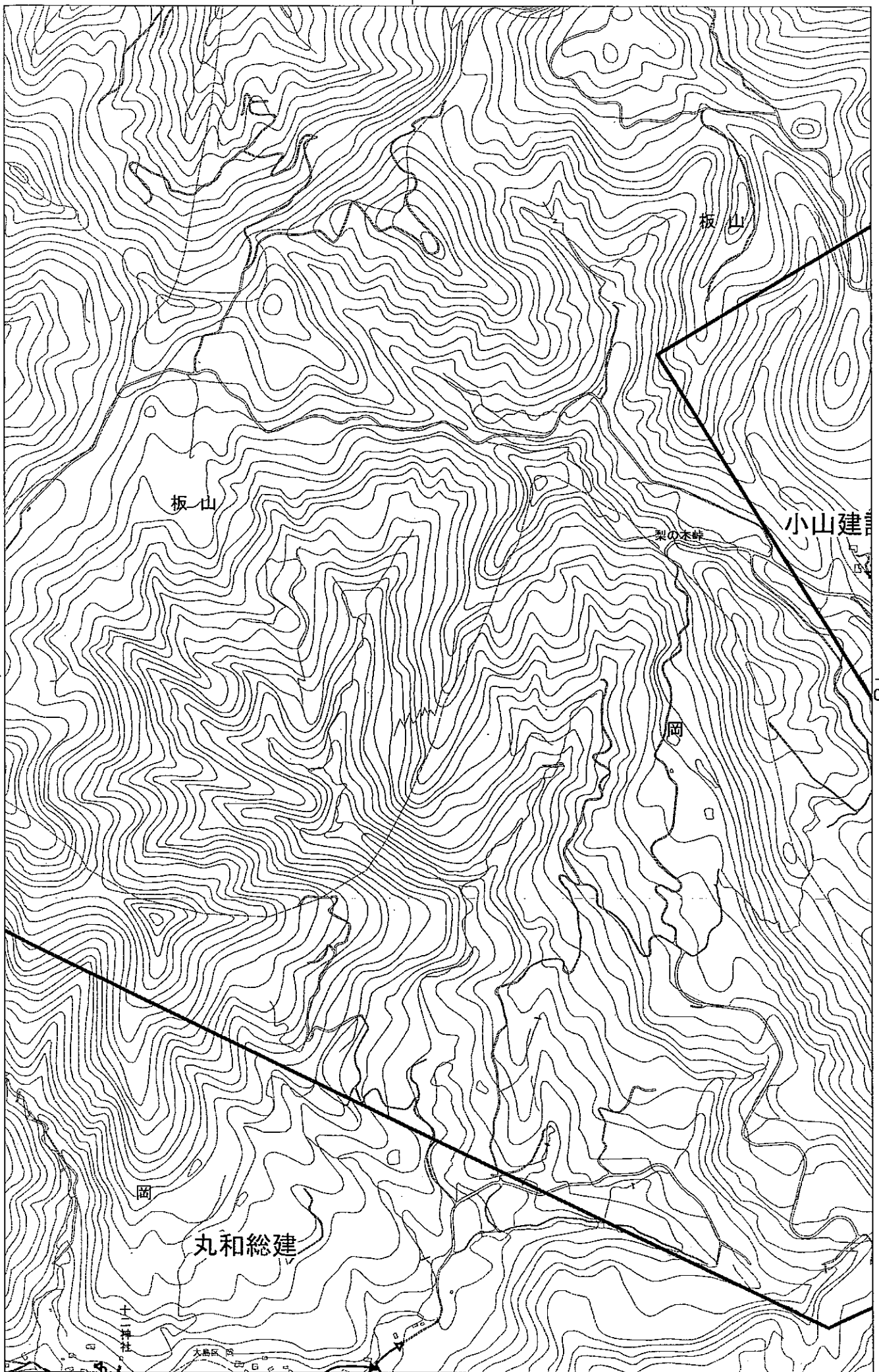
(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特1種	第1種	第2種	第3種	総延長
1	33	切通線	岡嶺交差点～終点(大字大島地内)			0.08		0.08
2	33	切通線	国道403号～終点		0.06			0.06
3	34	岡峯線	市道切通線～国道403号			0.50		0.50
4	36	居村上沢田線	国道403号(角屋)～国道403号			0.15		0.15
5	37	上沢田線	市道居村上沢田線～国道403号(大島橋先)			0.14		0.14
6	38	大島中野線	国道403号十字路(大島)～国道403号(中野集落)		0.87			0.87
7	40	中野線	国道403号線～大字中野地内			0.10		0.10
8	42	中野峠線	国道403号(市道中野下村線終点先)～集落終わり			0.31		0.31
9	117	道田線	主要地方道上越安塚柏崎線(第2太原橋先)～市道岡嶺線				0.78	0.78
10	126	中野ホト口バ線	国道403号～大字大島地内			0.04		0.04
11	134	切通支線	市道切通線～終点(大字大島地内)			0.16		0.16
		合 計			0.93	1.48	0.78	3.19

4 車道除雪路線図

車道除雪路線凡例	
	特 一 種 路 線
	一 種 路 線
	二 種 路 線
	三 種 路 線

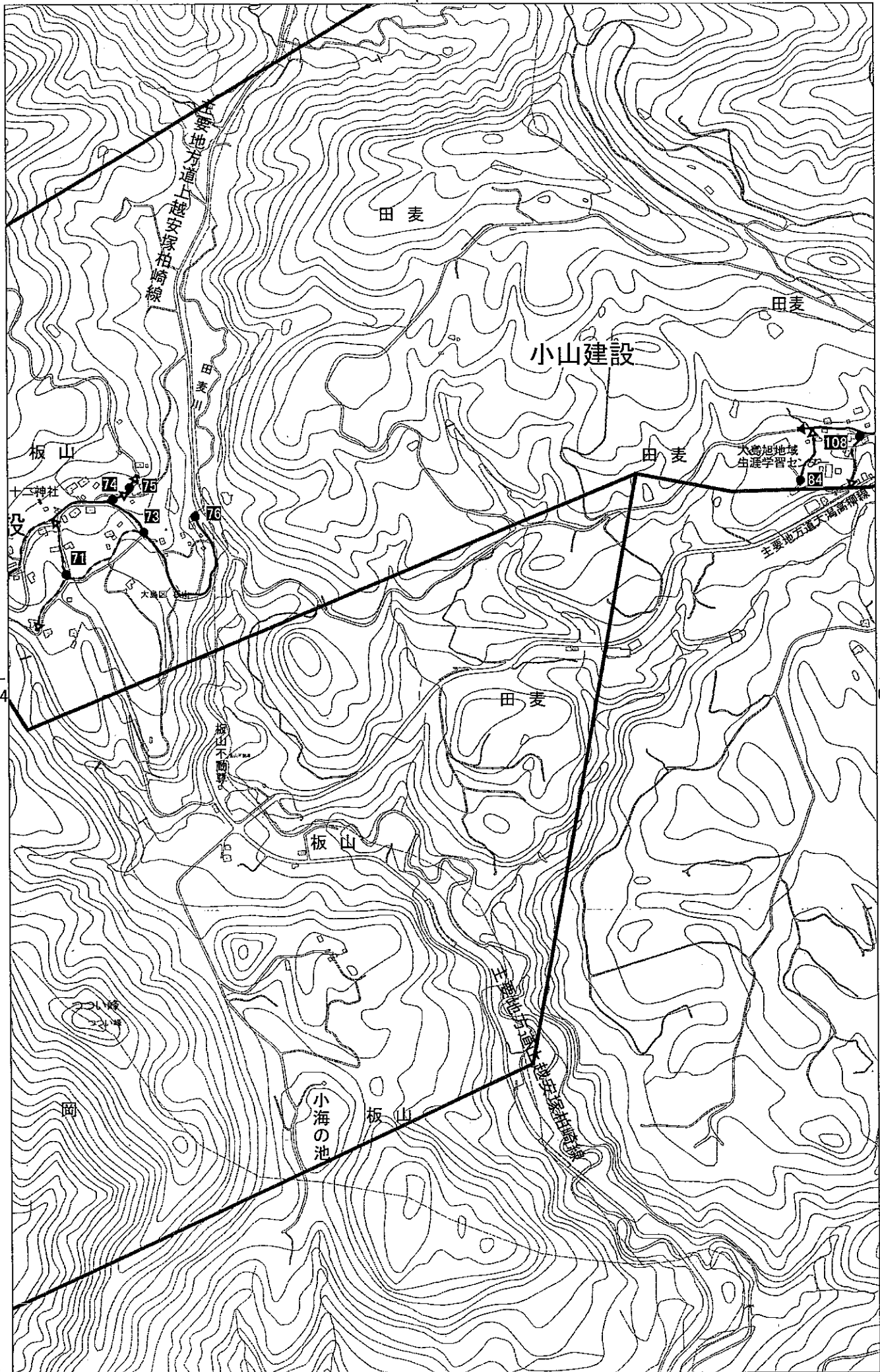


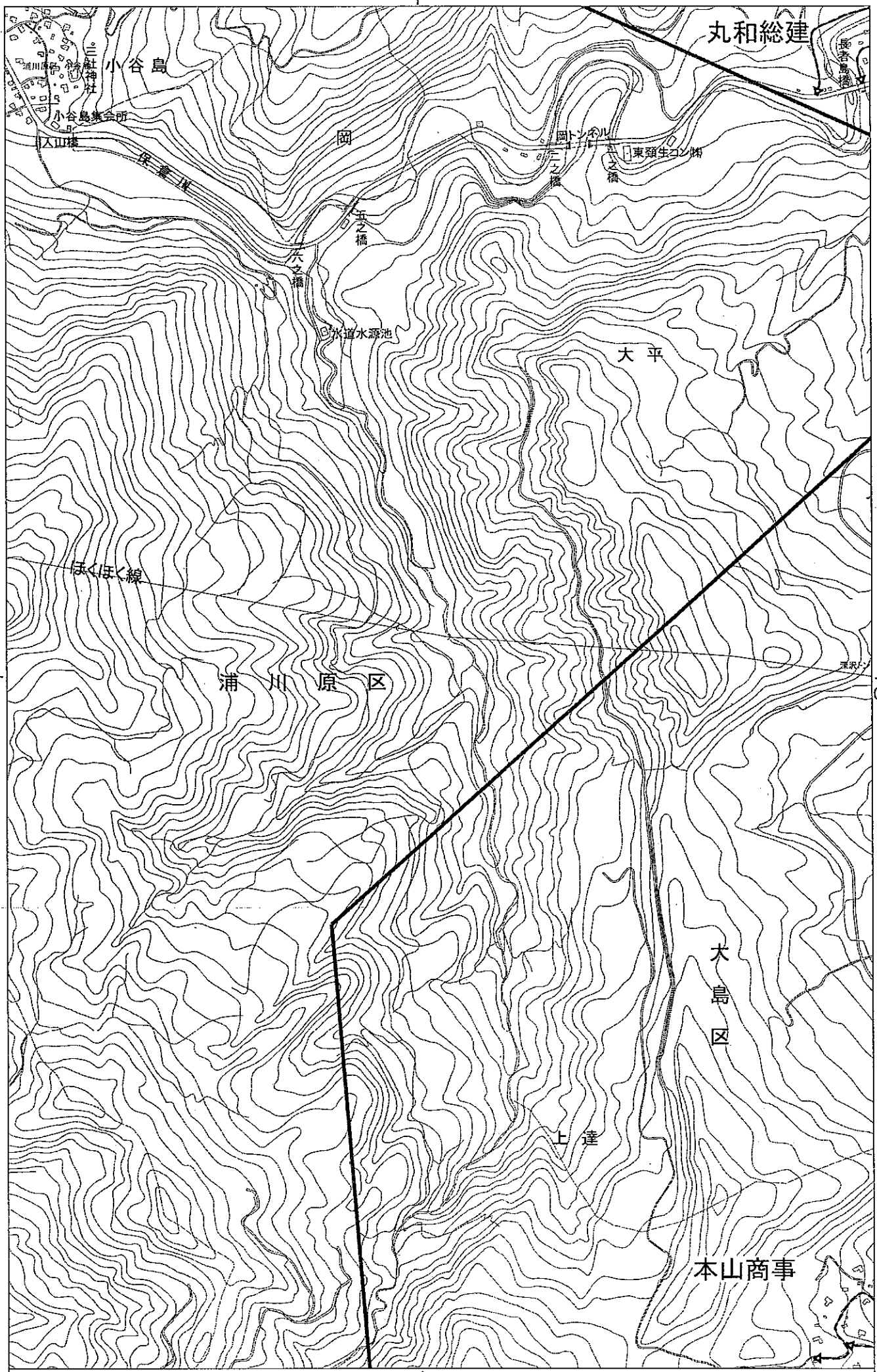


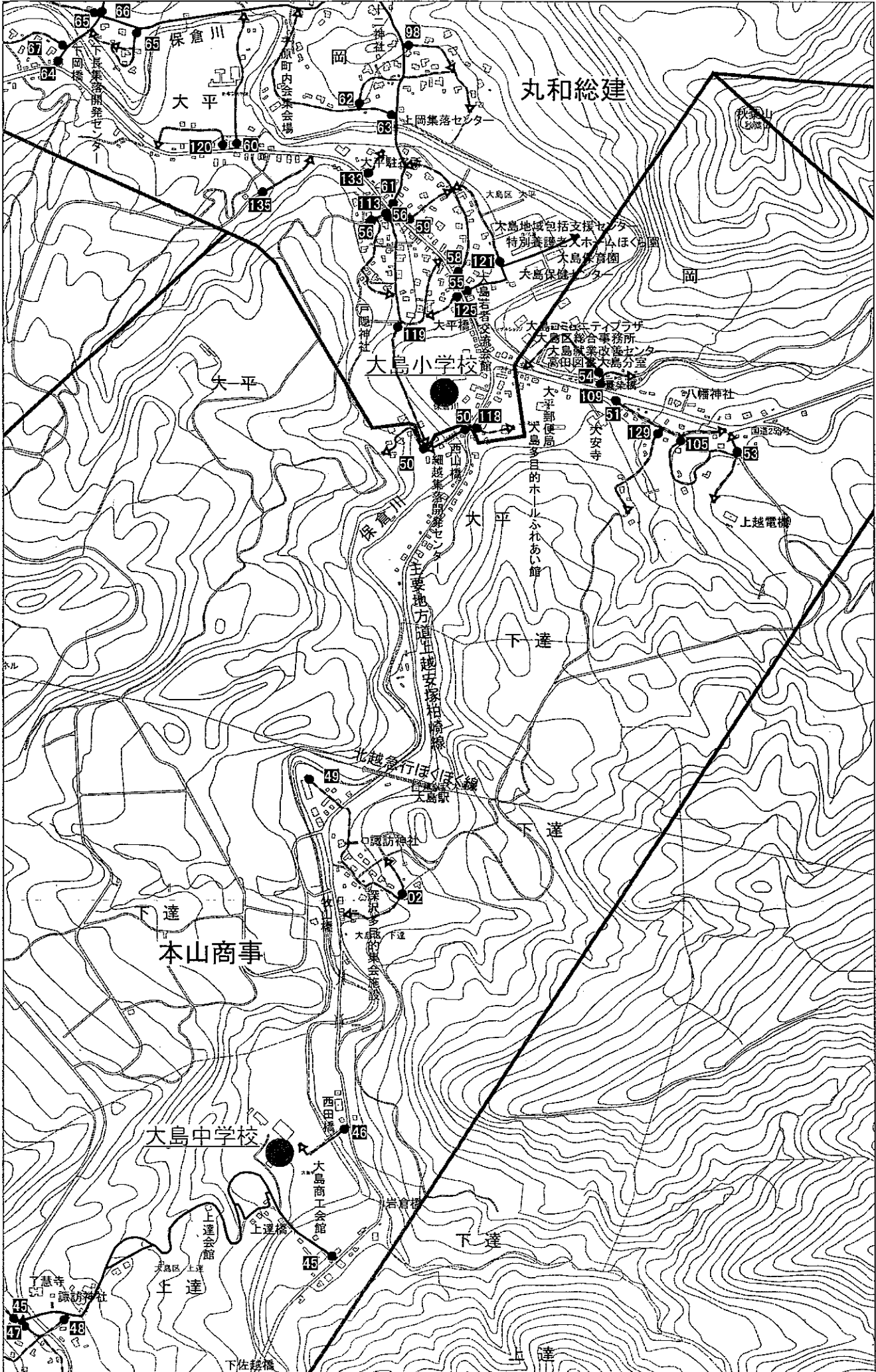
1:10,000

↓ 092

図面番号: 074







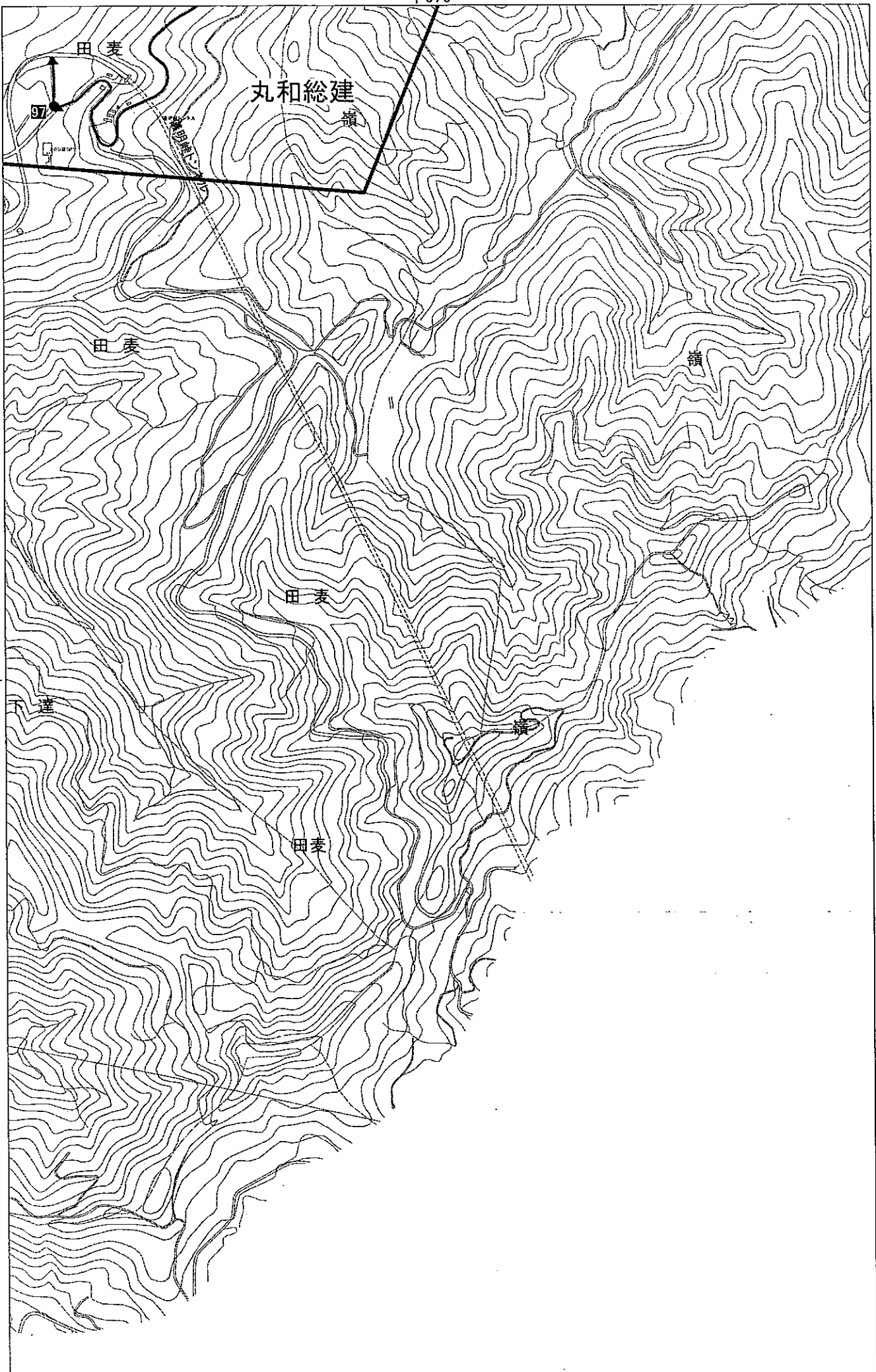
丸和総建

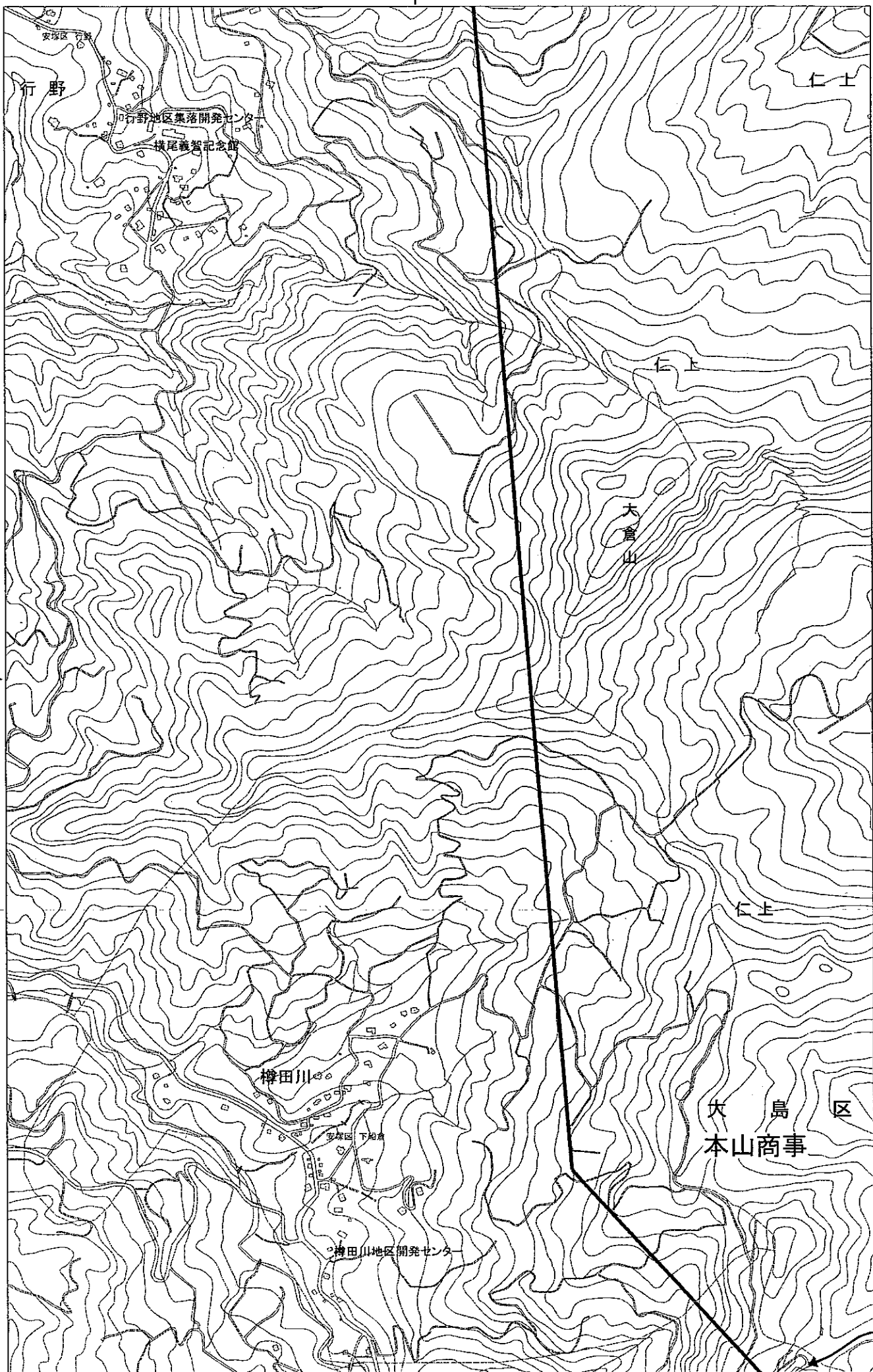
大島小学校

本山商事

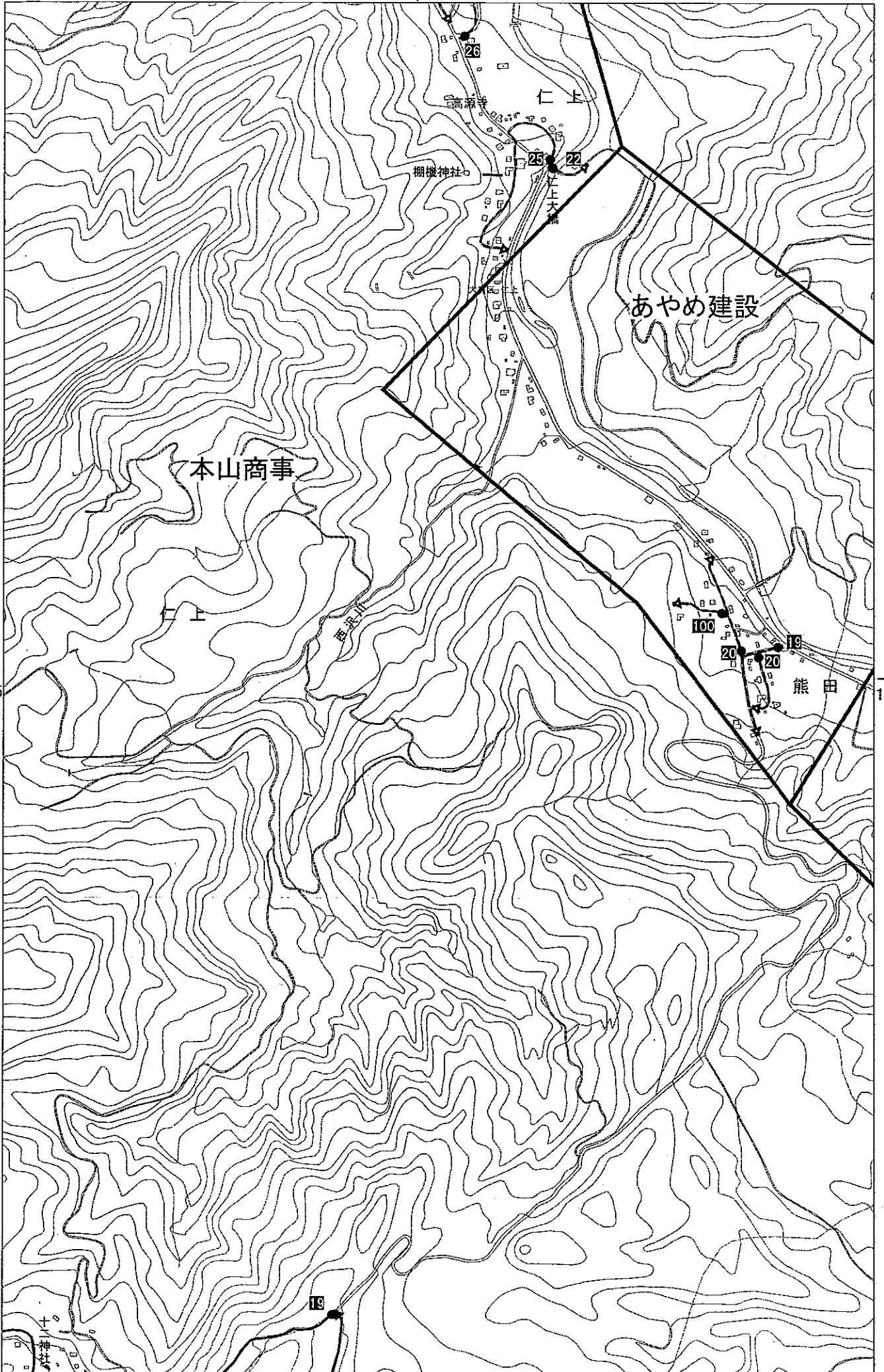
大島中学校

大島商工会館





↑ 109



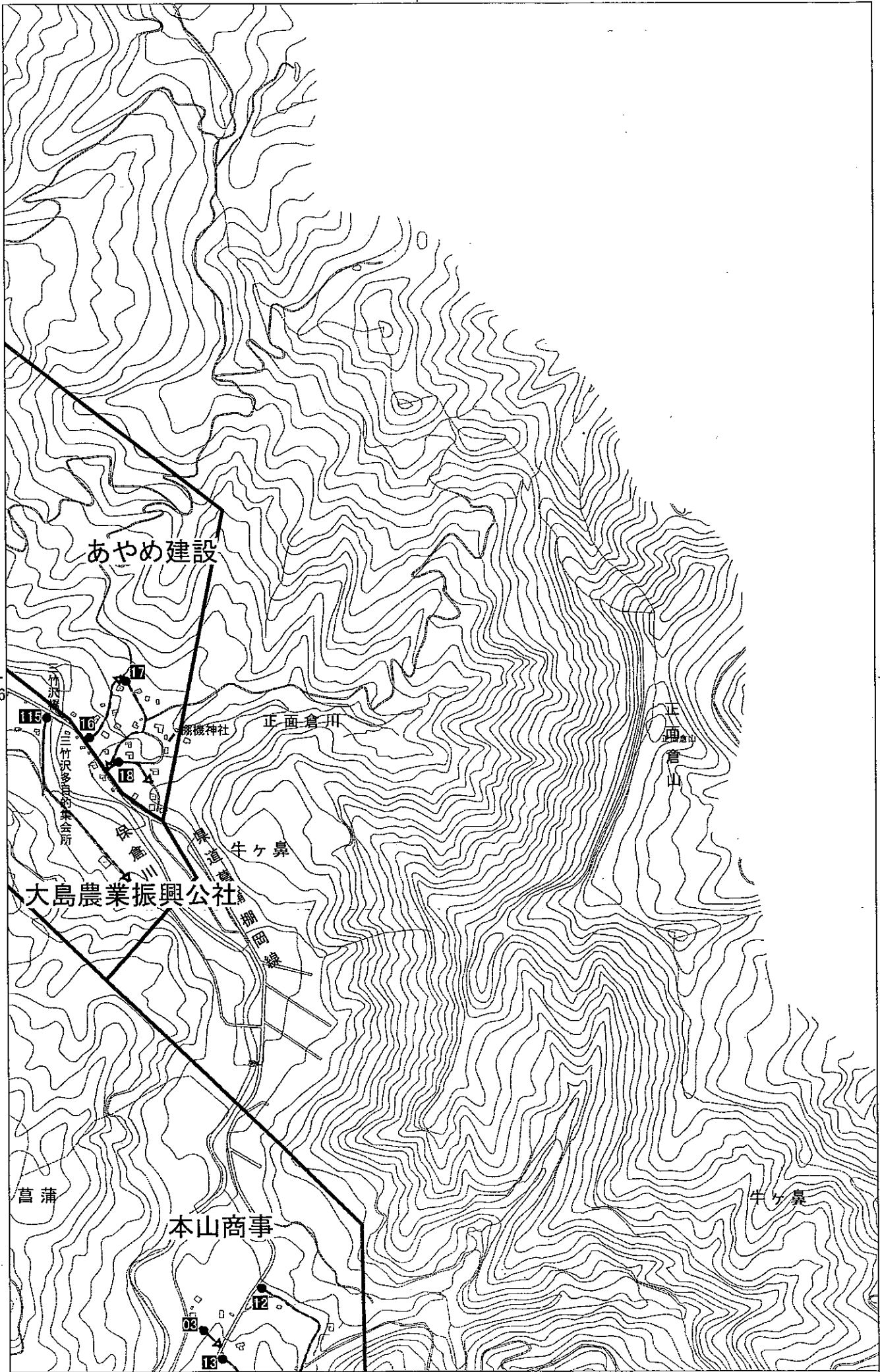
← 125

→ 127

1:10,000

↓ 144

図面番号: 126



126

あやめ建設

棚機神社

正面倉川

正通倉山

大島農業振興公社

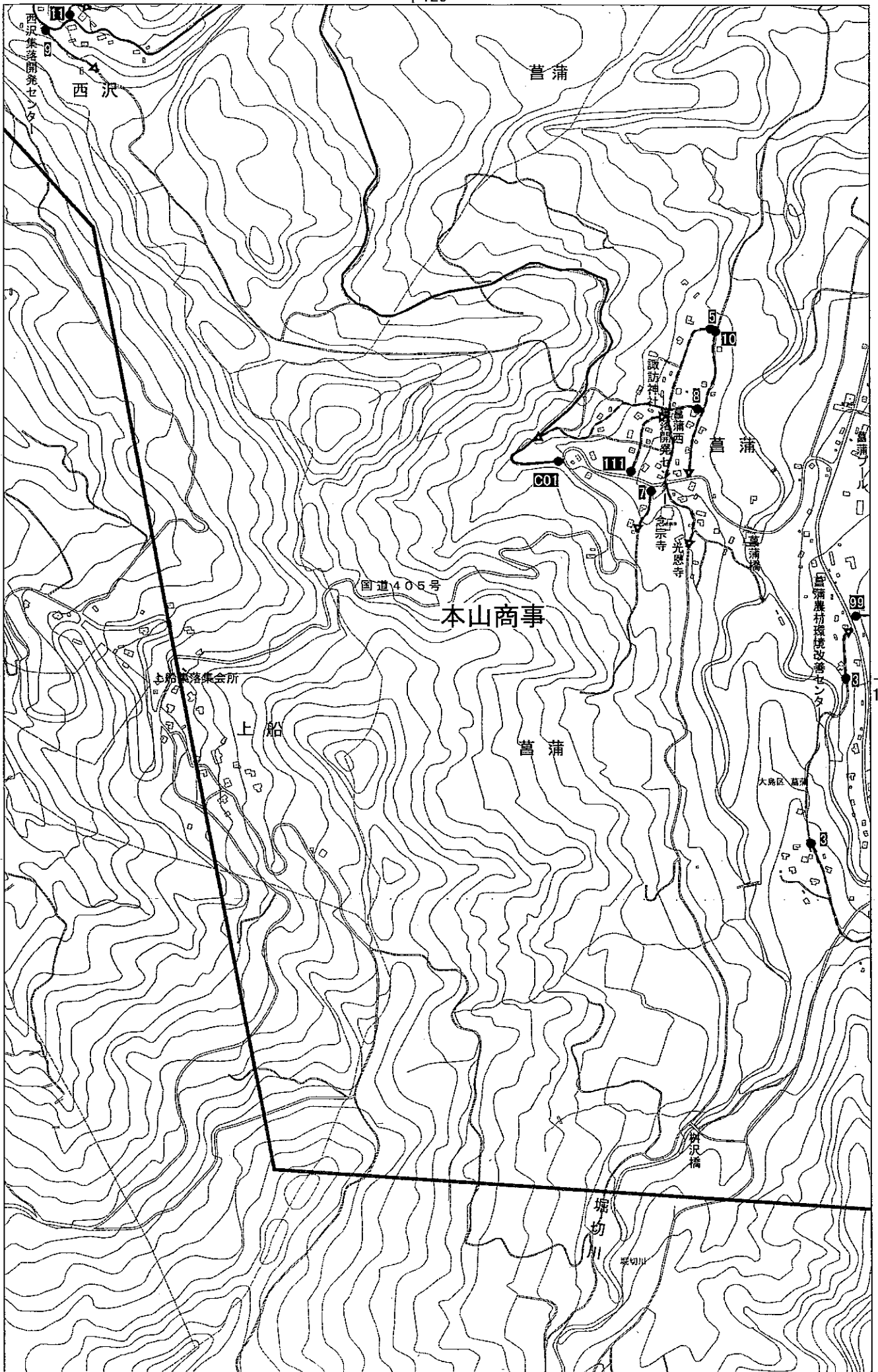
牛ヶ鼻

棚田線

宮蒲

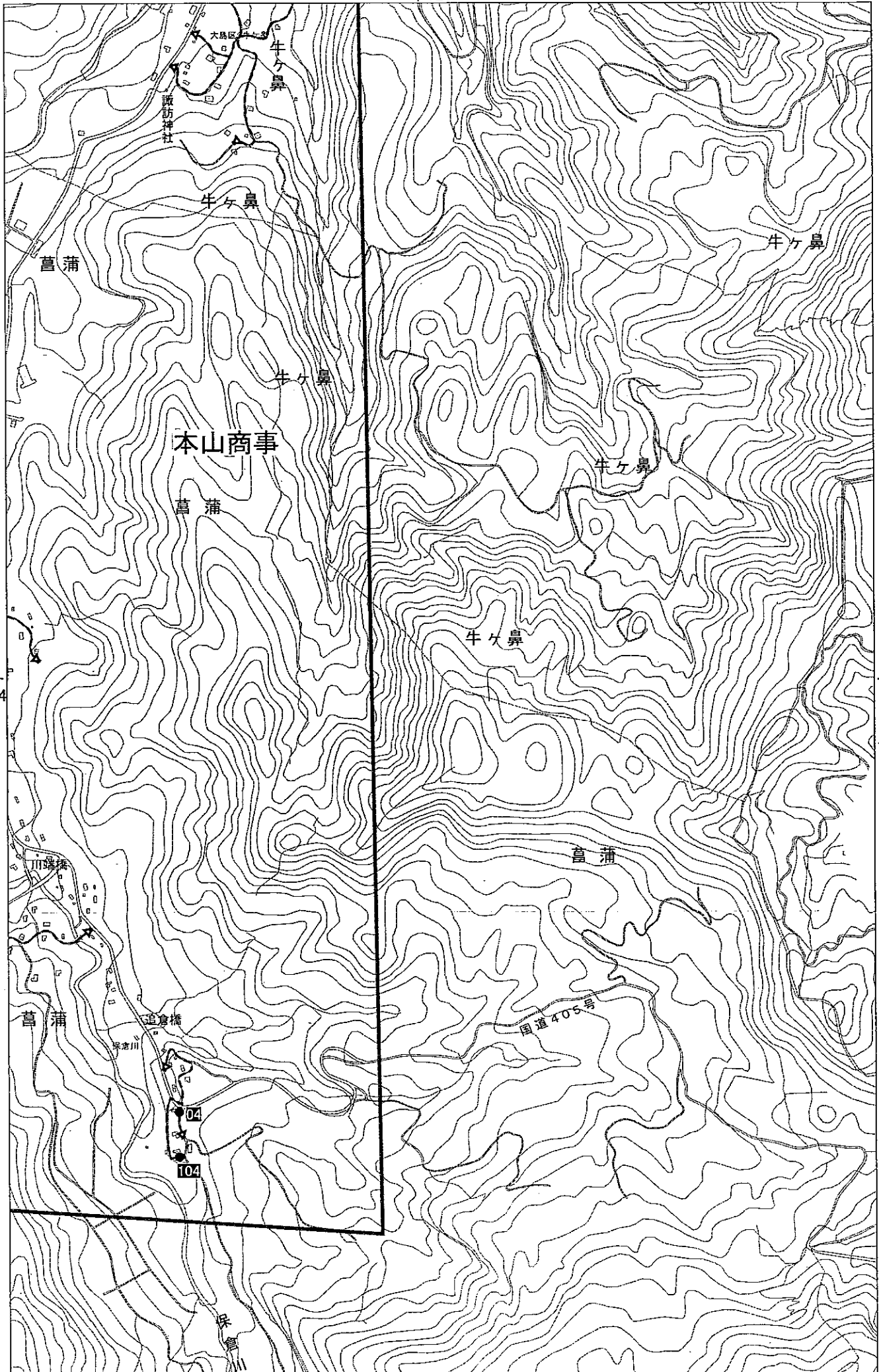
本山商事

牛ヶ鼻



1:10,000

図面番号: 144



144

144

総合事務所の時間外受付の見直し方針等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
大島区総合事務所

1 見直し方針について

(1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとします。

(2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

(3) 時間外における総合事務所宛での電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

<電話転送先>

○安塚区及び大島区	⇒ 浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒ 柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒ 板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒ 木田庁舎に転送

(4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応します。
- 火災や停電の発生、クマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して対応します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考) 「安全メール」でお知らせする内容

※ 配信を希望する情報を選ぶことができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等） |
|--|

(5) 時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前 8 時 30 分から午後 10 時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を 1 人配置します。

2 今後の主な予定について

令和元年 11～12 月 補正予算の市議会への提案・審議

令和 2 年 1～2 月 機械警備導入に向けた契約事務

3 月 時間外受付に関する広報等でのお知らせ
機械警備導入に向けた工事

4 月 1 日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

※ 1 月以降は、予算の補正が行われた場合のものです。

次期公共交通計画における大島区の再編について

1 再編に伴う具体的なバス運行計画

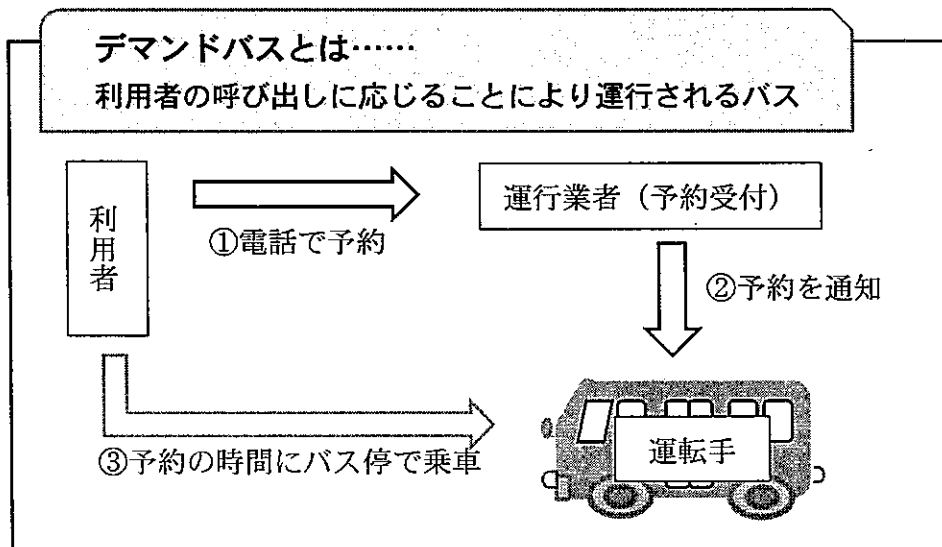
【令和2年4月1日から】

- ① 旭線の長者島までの延伸
冬期間の中学生の登下校の時間帯のみ
〔11月1日から翌年3月31日まで〕
〔朝1便、夕方3便〕
- ② デマンドバス運行に移行
 - ・ 旭線の平日第1便（竹平6：23発）
 - ・ 菖蒲線の平日第1便（菖蒲高原線入口6：19発）
 - ・ 旭線及び菖蒲線の土曜便
- ③ 東西ルート of 廃止

【令和4年4月1日から（見込み）】

- ④ 大平線と直江津・浦川原線の統合

【参考】



2 移行までの今後の予定

- ・ 旭線の延伸に伴う運行経路と新たなバス停の設置及び周知
- ・ デマンド方式による乗車方法の周知

地域協議会会長会議 次第

と き 令和元年11月6日(水)
午後3時30分～

ところ 直江津学びの交流館
イベントホール

1 開会

2 あいさつ

3 連絡事項

- (1) 令和2年度 地域協議会委員改選について … 資料1
- (2) 令和2年度 地域活動支援事業の概要について … 資料2
- (3) 町内会宛て事務文書の配布見直しに係る地域協議会だよりの取扱いについて … 資料3
- (4) 地域協議会の見直しに関する検討について

4 意見交換 … 意見交換 実施シート

《テーマ》

- ①地域との意見交換等を通じて把握した地域課題の自主的審議へのつなげ方について
- ②地域協議会と地域の団体等との連携・協力の促進について
 - * 2グループに分かれての意見交換
 - * 意見交換終了後、その内容を全体へ報告

5 閉会

令和 2 年度 地域協議会委員改選について

1. 委員の任期

令和 2 年 4 月 29 日から令和 6 年 4 月 28 日まで

2. 委員の定数 (案)

平成 27 年度に設けた人口を基礎とした全市統一の基準(※別紙参照)に基づき、委員の定数を次のとおり変更するための条例案を市議会 12 月定例会に提案します。

地域協議会	改選後	増減	地域協議会	改選後	増減
高田区地域協議会	20 人		安塚区地域協議会	12 人	
新道区地域協議会	14 人		浦川原区地域協議会	12 人	
金谷区地域協議会	16 人		大島区地域協議会	12 人	
春日区地域協議会	20 人		牧区地域協議会	12 人	
諏訪区地域協議会	12 人		柿崎区地域協議会	14 人	△2 人
津有区地域協議会 [*]	12 人	△2 人	大潟区地域協議会 [*]	14 人	△2 人
三郷区地域協議会	12 人		頸城区地域協議会 [*]	14 人	△2 人
和田区地域協議会	14 人		吉川区地域協議会 [*]	12 人	△2 人
高土区地域協議会	12 人		中郷区地域協議会	12 人	
直江津区地域協議会	18 人		板倉区地域協議会	14 人	
有田区地域協議会	18 人	+2 人	清里区地域協議会	12 人	
八千浦区地域協議会	12 人		三和区地域協議会	14 人	
保倉区地域協議会	12 人		名立区地域協議会	12 人	
北諏訪区地域協議会	12 人				
谷浜・桑取区地域協議会	12 人				
			合 計	382 人	△8 人

・※印を付した地域協議会は、令和 2 年 4 月 28 日までの経過措置により、基準に基づく委員定数より 2 人増としている。

3. 今後の主な予定

(令和 2 年)

※ 今後変更となる場合があります。

- 2 月 上旬 公募の告示
- 2 月中旬から 3 月上旬 各地域協議会において活動報告会を開催
- 3 月上旬から下旬 公募期間
- 4 月 26 日 選任投票 (定数超過の地域協議会のみ)
- 4 月 28 日 現職の任期満了
- 4 月 29 日 新委員の任期開始
- 5 月 前半 任命書交付式及び全体研修会
- 5 月 後半 委員改選後最初の地域協議会を開催

【参考】地域自治区ごとの人口

地域自治区	(ア)		(イ)		【単位：人】
	令和元年 9月30日人口	委員定数 (R2改選)	平成27年 9月30日人口	委員定数 (現職)	人口増減 (ア)－(イ)
高田区	27,675	20	29,113	20	△1,438
新道区	9,161	14	9,305	14	△144
金谷区	13,950	16	14,481	16	△531
春日区	20,963	20	20,470	20	493
諏訪区	943	12	1,043	12	△100
津有区	4,772	12	4,998	*14	△226
三郷区	1,330	12	1,422	12	△92
和田区	5,953	14	5,766	14	187
高士区	1,419	12	1,502	12	△83
直江津区	18,294	18	18,873	18	△579
有田区	15,242	18	14,838	16	404
八千浦区	3,881	12	4,080	12	△199
保倉区	2,072	12	2,235	12	△163
北諏訪区	1,501	12	1,598	12	△97
谷浜・桑取区	1,517	12	1,709	12	△192
安塚区	2,223	12	2,601	12	△378
浦川原区	3,248	12	3,508	12	△260
大島区	1,453	12	1,711	12	△258
牧区	1,776	12	2,049	12	△273
柿崎区	9,369	14	10,157	16	△788
大瀧区	9,197	14	9,668	*16	△471
頸城区	9,151	14	9,454	*16	△303
吉川区	4,006	12	4,440	*14	△434
中郷区	3,603	12	4,025	12	△422
板倉区	6,621	14	7,114	14	△493
清里区	2,618	12	2,888	12	△270
三和区	5,460	14	5,836	14	△376
名立区	2,500	12	2,738	12	△238
合計	189,898	382	197,622	390	△7,724

- ・※印を付した地域協議会は、令和2年4月28日までの経過措置により、基準に基づく委員定数より2人増としている。
- ・人口は、各日現在の住民基本台帳データ（外国人除く）による。

※本資料は、平成 27 年 7 月から 9 月に各地域協議会へ説明及び意見交換を行った際の資料のうち、委員定数に関する部分を抜粋したものです。

上越市地域協議会の一層の活性化に向けた見直しについて (案)

平成 25 年度から 2 か年にわたり、上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の一層の活性化に向けた検証を行いました。

検証会議からは、自主的審議の活性化や人口減少に応じた委員定数の見直しなど、地域協議会の活性化に向けた様々なご意見をいただいたところです。

市では、これらのご意見やこれまでの制度の運用状況等を踏まえ、身近な地域の課題について議論し、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させる地域協議会の役割をより一層発揮するため、制度や運用の一部を見直すものです。

(略)

2 見直しの内容

(2) 委員定数基準の見直し

現在、13 区と 15 区で異なる基準により定められている委員定数を、人口減少の現実を鑑み、全区統一の人口に基づく定数基準とします。

①定数の基準

- ・最少の定数は、会議体として必要な人員を確保する必要があることを踏まえるとともに、改正前の地方自治法に定められていた人口 2,000 人未満の町村の議会の議員の上限定数を参考に、12 人とする。(現行のまま)
- ・最多の定数は、会議体として一つの結論を導き出す必要があることを踏まえ、円滑な審議が可能な人数等を考慮して 20 人とする。(現行のまま)
- ・最少 (12 人) と最多 (20 人) の人数の範囲で、人口 5,000 人毎に均等に定員 2 人を割り振る。(変更点)

人口	新基準(案)	現 15 区基準	現 13 区基準	改正前自治法 の上限定数
2,000 人未満	12 人	12 人	12 人～14 人	12 人
2,000 人以上 5,000 人未満				14 人
5,000 人以上 10,000 人未満	14 人	16 人	16 人～18 人	18 人
10,000 人以上 15,000 人未満	16 人	18 人	18 人	22 人
15,000 人以上 20,000 人未満	18 人		—	
20,000 人以上	20 人	20 人	—	26 人

②各区の定数

地域自治区名	人口	現行定数	改正案	現行との差
高田区	29,276人	20人	20人	
新道区	9,248人	16人	14人	△2人
金谷区	14,475人	18人	16人	△2人
春日区	20,376人	18人	20人	2人
諏訪区	1,050人	12人	12人	
津有区	4,991人	16人	12人	△4人
三郷区	1,405人	12人	12人	
和田区	5,744人	16人	14人	△2人
高士区	1,503人	12人	12人	
直江津区	18,890人	18人	18人	
有田区	14,804人	18人	16人	△2人
八千浦区	4,067人	12人	12人	
保倉区	2,229人	12人	12人	
北諏訪区	1,599人	12人	12人	
谷浜・桑取区	1,713人	12人	12人	
安塚区	2,653人	12人	12人	
浦川原区	3,549人	12人	12人	
大島区	1,733人	12人	12人	
牧区	2,097人	14人	12人	△2人
柿崎区	10,233人	18人	16人	△2人
大潟区	9,705人	18人	14人	△4人
頸城区	9,474人	18人	14人	△4人
吉川区	4,477人	16人	12人	△4人
中郷区	4,065人	14人	12人	△2人
板倉区	7,164人	16人	14人	△2人
清里区	2,900人	12人	12人	
三和区	5,867人	16人	14人	△2人
名立区	2,752人	14人	12人	△2人
合計	198,039人	416人	382人	△34人

※人口は、平成27年4月30日現在の住民基本台帳データ（外国人除く）による。

ただし、正式な定数は、改選の前年の9月30日現在の住民基本台帳データを使用する。

③激変緩和措置（会長会議を受けた変更点）

基準の見直しにより定数が4人減となる区については、次の任期の間（平成28年4月29日～平成32年4月28日）のみ現行から2人減とする特例を認めます。

(略)

令和 2 年度地域活動支援事業案の概要

※令和 2 年度の地域活動支援事業の概要は、令和元年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和 2 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、審議結果により変更となる場合がある。

1 趣旨 (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査体制	(1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定
2 各区への配分額 (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い	5 事業の実施手順等 (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
3 今後の主なスケジュール	
4 事業の概要	

1 趣旨

(1) 目的・背景

- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(参考) 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けて自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割にかなう活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1 億 8,000 万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円

均等割 7 : 人口割 3

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3 月～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
※ ただし、部活動として使用することが主となる資機材の整備、活動経費については「市が行う事業」とはならない。
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。

ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達に障害とならないよう、補助金交付額の上(下)限及び補助率（最大で10/10以内）の設定は、地域の実情を踏まえて、各地域協議会の判断に委ねる。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（郵送での応募は受け付けずに、直接、面談の上内容を確認する。）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

ウ) 共通審査 ※具体的な項目は 下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された 事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数を付けなくともよい。	項目ごとに配 点し、採点
-----------------------------------	--	-----------------

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

町内会宛て事務文書の配布の見直しに関する協議について

《町内会宛て事務文書の配布の見直しについて》

- 市では、来年度から（令和2年4月から）、広報上越を含め、町内会宛て事務文書の配布回数を月2回から月1回に変更し、あわせて、町内会事務委託料を見直す方向で各地区町内会長協議会へ説明するとともに、意見等の聴取を行っている。

《各地区町内会長協議会から寄せられた意見等について》

- 「町内会宛て事務文書の種類が多く、特に全戸配布については町内会の負担感が大きい」「必ずしも全戸配布を要さないものは、広報上越やホームページ、班回覧といった発信方法の見直しを行い、町内会の負担を軽減してほしい」とする声が多かった。
- 特に「地域協議会だより」「社協だより」「イベントパンフレット」については、全戸配布から班回覧への変更を望む声が多かった。

《各地区地域協議会への協議のお願いについて》

- 市では、各地区町内会長協議会から寄せられた意見等を踏まえ、来年度から「地域協議会だより」を全戸配布から班回覧に変更をお願いしたいと考えており、発行する各地区地域協議会で配布方法や発行周期などについて協議を行っていただきたい。
- 各地区地域協議会において協議した結果、従来どおり全戸配布を希望する場合は、地区町内会長協議会と配布の協力について、協議を行っていただきたい。
※地域協議会と町内会長協議会の協議が整わない場合は、班回覧で配布することとなります。
- 上記のことについて、今年度末までに（令和2年3月までに）協議を完了していただきたい。

《参考》

- 全戸配布から班回覧へ見直す予定の文書については、別紙のとおり。

市内全戸配布文書の配布方法の見直し案について(平成30年度配布実績に基づく見直し案)

令和元年11月6日現在

資料3(別紙)

No.	配布便	発送日時			文書名	担当課	令和2年度の配布方法(案)	
		年	月	日			配布の有無	配布方法の見直し方針
1	5/1便	30	4	26	社協だより第153号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
2	5/15便	30	5	10	平成30年度日赤活動資金のご協力をお願い	福祉課	○	班回覧に変更
3	7/15便	30	7	12	社協だより第154号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
4		30	7	12	「上越まつり」行事予定表	観光交流推進課	○	班回覧に変更
5		30	7	12	上越市自主防災組織初動対応マニュアル	市民安全課	×	今後、配布予定なし
6	8/1便	30	7	30	「第93回謙信公祭」パンフレット	観光交流推進課	○	班回覧に変更
7	10/1便	30	9	27	社協だより第155号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
8	1/15便	31	1	10	レルヒ祭 イベントガイドブックの配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
9	2/1便	31	1	30	平成31年度新潟県交通災害共済加入申込書・パンフレットの配布・とりまとめ	市民課	○	
10		31	1	30	灯の回廊パンフレットの全戸配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
11	3/1便	31	2	27	社協だより第156号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
12		31	2	27	2019年度ごみ分別収集カレンダーの配布	生活環境課	○	
13	3/15便	31	3	13	「第94回高田城百万人観桜会」パンフレットの世帯配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
14		31	3	13	上越市第6次総合計画後期基本計画(概要版)	企画政策課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
15		31	3	13	第6次上越市行政改革推進計画の概要	行政改革推進課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
16		31	3	13	上越市公共交通とくらしのガイド	交通政策課	○	公共施設等で配布する方法に変更
17		31	3	13	第二次財政計画(改訂版)の概要	財政課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
18		31	3	13	景観情報紙	都市整備課	×	今後、配布予定なし
19	4/1便	31	3	28	じょうえつ健康づくりポイントのチラシ	健康づくり推進課	○	No.19とNo.20を一体で製本して配布する方法に変更
20		31	3	28	平成31年度上越市健康診査カレンダー	健康づくり推進課		
21	随時 (年間2回~4回)				「地域協議会だより」	自治・地域振興課 まちづくりセンター 各区総合事務所	○	班回覧に変更(協議中) ※11月6日に開催する地域協議会会長会議において、各地域協議会に対し「地域協議会だより」を全戸配布から班回覧へ変更する方向で協議を行っていただきたい旨を依頼する。全戸配布が必要な場合は地区町内会長協議会と協議を行っていただきたい旨も依頼する。
22	随時				「総合事務所だより」、「地区振興会だより」など、地区独自に作成している配布物	各区総合事務所	○	班回覧に変更(協議中) ※9月2日に開催された総合事務所長会議において、全戸配布を必ずしも要しないと考えられるものは班回覧に変更するなど、各関係団体を含め、対応を協議するよう要請した。
23	随時				イベントポスター(高田城百万人観桜会、上越まつり、蓮まつり、謙信公祭、灯の回廊など)	観光交流推進課	○	町内会から不要の申し出があった場合は、次回から送付しないこととしているが、そのことを再周知する。

意見交換 実施シート

1 「進行係」と「報告係」の選出

「進行係」（会の進行を行います）… _____

「報告係」（意見交換の内容を全体会で報告いただきます）… _____

※「報告係」による報告は、概ね5分程度でお願いします。

2 意見交換のテーマ

①地域との意見交換等を通じて把握した地域課題の自主的審議へのつなげ方について

- ・地域との意見交換により地域課題を把握した後、自主的審議のテーマとして決定し、議論を始めるまでに苦勞する地域協議会が見受けられたことから、貴地域協議会の取組みで成功した事例や工夫した点、改善点などについて、意見交換をしてください。

メモ

意見交換 実施シート

②地域協議会と地域の団体等との連携・協力の促進について

○まちづくり団体が地域協議会と連携して取り組みたい活動

- ・地域で抱える課題についての意見交換等の実施
- ・地域課題の洗い出しや具体的方策について、共有し進めていきたい
- ・地域の活性化について、具体的に協議を進めたい
- ・地域のリーダーとなる人材の発掘と育成事業

(まちづくり団体を対象としたアンケートの回答から)

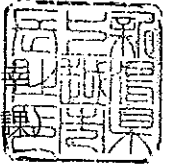
- ・地域協議会が地域の団体等との連携・協力関係を築き、地域内での課題解決に向けて取り組む、また、まちづくり活動を活発にしていくために取り組んだこと、必要なことなどについて、貴地域協議会の活動も踏まえ、意見交換をしてください。

メモ

上教ス第 6387 号
令和元年 11 月 21 日

大島区地域協議会
会長 中村朝彦様

上越市長 村山秀
(教育委員会スポーツ推進課)



大島中学校屋外運動場照明設備の廃止について (通知)

令和元年 10 月 25 日付けで答申のあった諮問第 102 号大島中学校屋外運動場照明設備の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり大島中学校屋外運動場照明設備を廃止することとし、令和元年上越市議会 12 月定例会に所要の条例案を提出します。

